

「図書館協議会」の活動実態把握 (大阪府域) と活性化に向けた検討

中道 厚子・藤井 兼芳

1. はじめに－なぜ今、図書館協議会か－

少子化が進む中、超高齢社会に達したわが国は、高度経済成長期やバブル期の幻想を捨て、山積する課題を解決しつつ、持続可能な社会を実現することが求められている。めざすべき生涯学習社会のあり方も、中央教育審議会の平成 20 年答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目ざして～」⁽¹⁾、平成 28 年答申「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」⁽²⁾が示すように、個人の「生きがい」や「楽しみ」にとどまらない「学びの循環」や「課題解決」の実現が求められてきている。

こうした変化の中、生涯学習社会の中核として大きな役割を果たす社会教育も、平成 23 年「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」⁽³⁾の登場を待つまでもなく、市町村自身の自主性・自立性が問われる中、地域の人々の学びを循環させ、地域の課題解決につながる学びの創造が求められている。本論では、文部科学省が実施する平成 27 年度社会教育調査の結果⁽⁴⁾において、ほとんどの社会教育機関の設置関数が減少している中、設置館数を伸ばしている図書館と図書館協議会に焦点をあて、社会教育機関と地域住民の協働のあり方を問い、その改善について提案する。

2. 図書館協議会－その本来の意義－

図書館協議会の源は昭和 25 年の「図書館法案」にあり、作成した当時の官僚は、地域住民の声を活かすという図書館協議会に込められた趣旨を国会で熱く語っている⁽⁵⁾。それにもかかわらず、最終的に決定された図書館法では、図書館協議会は「置くことができる」が置かなくてもよい機関であり、教育委員会がメンバーを選び、そのメンバーは図書館長の諮問に答えることが役割であるという、地域住民の姿が見えにくい条文でまともってしまった。図書館法の文言に当初の意図が反映されていれば、今につながる図書館と市民の協働の在り方も違っていただろうと残念でならない。

(28)

現在の図書館法における図書館協議会に関する記述は、第14条～16条で下記の通りとなっており、図書館協議会が図書館長の諮問機関であり、図書館協議会委員の任命は教育委員会が行い、任命の基準は文部科学省令で定める基準を参酌し、地方公共団体が条例で定めることとなっている。

図書館法

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

3. 全国の図書館協議会設置状況

この図書館法に基づいて、図書館協議会がどのぐらい設置されているのか、まずは全国的な状況を確認したい。近年の図書館協議会の設置状況は、社会教育調査の図書館調査「図書館協議会等の設置館数」で、都道府県市町村の状況を確認することができる。社会教育調査で「図書館協議会等を設置する館数」を取り上げ始めた平成11年度以前の状況については、1985年に日本図書館協会が実施した『図書館協議会の設置と活動 調査報告書』が詳しい。

後述するが、図書館協議会の設置状況は、地方公共団体によって異なり、複数図書館を持っている場合、中央館で総括的に図書館協議会を設置しているケースや、各館で個別に図書館協議会を設置しているケース⁽⁶⁾などが混在する。そのため、本論では単純に、図書館協議会設置館率を図書館数から計算することはしないが、6割を超える状態であった図書館協議会設置館数が平成23年には6割を切っていることには注目したい。

平成11年度から平成23年度までの図書館協議会の設置状況の変遷は表1・図1の通り。全体では、図書館数の増加に伴い図書館協議会を設置する図書館数も増加している。

しかし、都道府県市町村の状況を見ると、市(区)の増加とは対照的に町村部には大きな減少傾向がみられる。これは、平成7年の「市町村の合併の特例等に関する法律」施行(経過措置終了平成18年3月)により平成17年ごろにピークを迎えた市町村合併の結果によるところが大きい。平成16年の町1,872村533が、平成18年には町846村198と激減している。合併の結果、それまで町村部にあった図書館も市に吸収された結果として、平成17年度の数字となっている⁽⁷⁾。

表 1 社会教育調査による図書館数と図書館協議会設置館数

社会教育調査 図書館調査 より	図書館数	図書館協議会設置館数							
	全国	計	都道府県	市（区）	町	村	組合	一般社団法人・ 一般財団法人 (特例民法法人含む。)	日本 赤十字社
平成 11 年度	2,592	1,568	50	859	605	48	2	4	—
平成 14 年度	2,742	1,702	52	919	670	53	3	5	—
平成 17 年度	2,979	1,833	51	1,267	477	37	1	—	—
平成 20 年度	3,165	1,937	50	1,497	356	32	—	2	—
平成 23 年度	3,274	2,049	51	1,620	347	29	0	2	0
平成 27 年度	3,336	(2016 年 10 月 1 日現在分には図書館協議会に関する報告なし)							

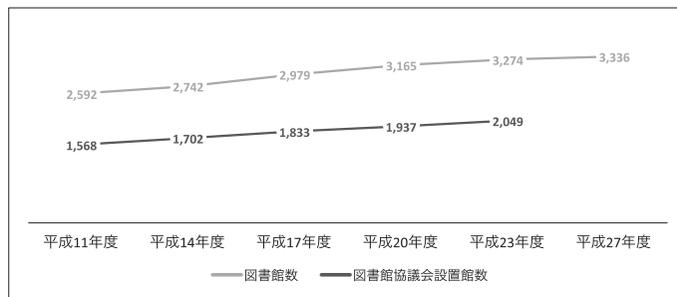


図 1 社会教育調査による図書館数と図書館協議会設置館数の変化

表 2 市町村合併前後の図書館数の変化

図書館数の変化	計	都道府県	市（区）	町	村	組合	法人
平成 11 年度	2,592	65	1,548	856	89	3	31
平成 14 年度	2,742	64	1,616	927	99	8	28
平成 17 年度	2,979	62	2,129	697	65	2	24
平成 20 年度	3,165	63	2,462	569	45	1	25
平成 23 年度	3,274	61	2,592	549	46	1	25
平成 27 年度	3,336	59	2,642	561	51	—	23

また、社会教育調査以外に近年実施されている全国的な調査としては、平成 24 年に平山陽菜氏が実施した調査⁽⁸⁾、平成 28 年 10 月 16 日に東京で開催された全国図書館大会東京大会の分科会：市民の図書館「公立図書館における市民参画のあり方－図書館協議会の現状と未来－」⁽⁹⁾で、図書館友の会全国連絡会が会員を通して調査した全国の図書館協議会の状況報告、平成 28 年 10 月末に文部科学省の HP に公開された文部科学省委託研究「平成 27 年度『生涯学習施策に関する調査研究』：『公立図書館の実態に関する調査研究』報告書」⁽¹⁰⁾がある。

4. 図書館協議会の位置づけと委員構成

前項の結果から社会教育調査の結果上では、半数を超える図書館が、図書館協議会を設置していることがわかった。では、これらの図書館協議会はどのように運営されているのだろうか。図書館協議会の位置づけと運営を見たい。

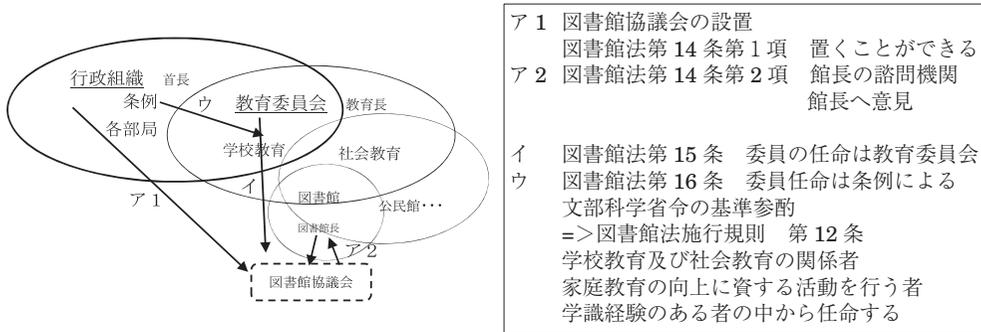


図2 図書館協議会の位置づけ

図2のように、図書館協議会の多くは、教育委員会の社会教育セクションの1機関として位置づけられる図書館の附属機関として位置づけられている。本論「3.」でふれたように、1地方公共団体に図書館が1館しかない場合は、上記のように1図書館協議会となるが、図書館が複数設置されている場合は、1地方公共団体に統括的図書館協議会を1つだけ設置するケースと、複数館それぞれに複数の図書館協議会を設置するケースが生じる。各図書館に「図書館協議会」があるかどうかを問う場合、1つしかない統括的図書館協議会を、その地方公共団体の複数の図書館がそれぞれに「ある」と回答すれば、実際の図書館協議会の数以上の結果となる。調査する場合は、こうした可能性を排除する工夫が必要になる。

ア1 図書館協議会の設置－図書館法第14条第1項「置くことができる」

第14条第1項の文言「置くことができる」は、図書館協議会の重要性を認識していない地方公共団体に「置かない」ことを許しており、その結果が、前述の設置状況となっている。行政と市民の具体的な協働が求められている今こそ、図書館法を根拠とする図書館協議会を、「地域住民の声を活かす」というその本来の目的に返って、住民の力を巻き込む装置として活用すべきであろう。そのためにも、図書館協議会の知名度を上げ、その役割や意義を行政や市民に知ってもらう努力と共に、図書館法を「置くことができる」から「置かねばならない」に改正すべきであると考える⁽¹¹⁾。

ア2 図書館協議会の設置－図書館法第14条第2項「館長の諮問機関・館長へ意見」

図書館協議会が「館長の諮問機関」であることは、ある程度知られている。逆に、「館長へ意見する」部分が抜け落ちて、「館長の諮問機関＝館長次第でどうとでもできる機関」であると誤解している行政関係者すら存在する。結果として、せっかく図書館協議会が設置されていても、図書館や図書館を設置している行政が、図書館協議会で住民の声を聴いたことにする、いわゆるアリの活用もあり得る。

またそうした行政側の都合が先行しない場合でも、司書資格をもたず図書館を知らない職員が図書館長になった場合、図書館協議会に対して、地域のニーズを前提に図書館の本当の改善につながるような諮問能力を期待できない可能性もある。図書館協議会が本来の機能を発揮するためには、図書館協議会自体が受け身ではなく、自立的に機能できる状態が必要がある。

イ 委員の任命－図書館法第15条「委員の任命は教育委員会」

委員の任命は、教育委員会が行う。どんな集団も、そのメンバーの選出状況で、向かう方向性や結果が異なる。図書館協議会が本来の役割を果たすため、どんなメンバーで委員を任命するかは非常に重要である。行政にとって都合のよい人選ではなく、市民にとってよりよい図書館が実現されるために、最善の人選が行われるべきである。

ウ 委員の構成 図書館法第16条「委員任命は条例による」

平成23年に図書館法が改正されるまでは、図書館協議会の委員の属性が条文の中に明記されていたが、新法では「文部科学省令の基準参照」となり、図書館法施行規則第12条を確認しなければならないとなっている。これによると図書館協議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者が、地方公共団体の条例の定めにより、教育委員会から任命されることになる。

近年、図書館協議会委員の一部を公募したり、会議を公開し傍聴を可能にしたりする地方公共団体が増えている。これからの地方公共団体の姿勢として、多くの市民に図書館のよりよい運営に知恵や力を提供してもらうために、図書館協議会の存在を知ってもらい、関心を高め、いずれ参加してもらえるよう日々努力することは重要である。

5. 図書館協議会の運営

①図書館協議会の経費 平成28年度地方交付税の市町村図書館協議会委員報酬措置スタート

図書館協議会は、図書館長が招集する。多くの図書館協議会は、年1～数回程度の会議を開催し、出席した委員に報酬を支払っている。この委員報酬が、図書館協議会運営に関わるもっとも大きな支出となる。都道府県については、昭和34年から地方交付税措置がとられているが、市町村については長らく措置されることがなかった。こうした状況を改善するために、日本図書館

(32)

協会は平成 28 年 3 月 17 日付けで文部科学大臣に「地域活性化の核となる公立図書館の整備充実について（要望）」を提出し、その「2. 市民意見を反映した図書館の計画・運営について」で、「現在の地方交付税では県立図書館には図書館協議会経費が措置されているが市町村図書館には措置されていない。」として、「地方交付税における市町村立図書館の図書館協議会経費の新設措置を強く要望」した。この要望に対して、国は平成 28 年度地方交付税より、これまでの都道府県に加えて、市町村立図書館の図書館協議会についても、委員長を含め 12 人分の委員報酬として 329000 円を計上したと回答している⁽¹²⁾。

今年度からようやく市町村が地方交付税の措置を受けられるようになったことは、財政上の理由から図書館協議会を持たなかった市町村立図書館に設置の可能性をもたらすことになる。また、すでに図書館協議会を自前の財政で運営してきた市町村にとっても、委員報酬を節約するために会議回数を年 1・2 回に押さえざるを得なかったケースには、年数回の会議開催を前提とした本格的な図書館協議会運営へ移行する可能性が広がる。今こそ、市町村の図書館協議会の在り方を問い直し、変える大きなチャンスと言ってよいであろう。都道府県と並んで市町村にも地方交付税措置が取られた以上、今後は、どの市町村も、市民と共に最善の図書館を実現するために、質の高い協議会運営を目指さなければならない。

②図書館協議会の仕事

では、この図書館協議会では、実際にどのような仕事が行なわれているのか。図書館法には、図書館協議会が処理すべき具体的な内容は記述されていない。そのため、図書館協議会の仕事内容は、わかりにくい。しかし、最近になってようやく図書館協議会の議事録・配布資料が、図書館の HP 等で公開され始めその活動状況見えるようになって来ている⁽¹³⁾。これらから図書館協議会の取り上げる内容は、1. 前年度の事業報告 2. 新年度の事業案 3. 運営に関する検討（委託・指定管理者制度導入等を含む）、4. 子どもの読書推進事業、5. 図書館評価、6. 学校図書館支援等があげられる。実際に、全国各地の議事録をみると、地域によって、会議開催回数や検討内容に大きな格差があることもわかる。

図書館と市民をつなぐ図書館協議会が、形式的な存在に留まり、市民に意見を聞いたことに対するための機関であってはならない。地方交付税の委員報酬に関する措置を確実に図書館協議会に活用し、具体的な仕事を通して、市民の意見や提案を取り込む装置として機能していくことが求められている。

6. 図書館協議会の現状－大阪府域を中心に－

筆者は、継続的に大阪府域の市町村の図書館協議会の情報を収集してきた。本項では、その情報を元に、大阪府域の現状を報告する。

①現状－平成 27 年度（大阪府立図書館協議会除く）

府域 43 市町村中の 23 市町村の図書館協議会が確認できた。図書館協議会未設置の市町村で

表3 大阪府域 平成27年度の現状

名称	人数	委員構成	告知	開催告知	回数	開催ほか	議事録	議事録公開ほか
豊能町立図書館協議会 ※H26度より再結成	4	在住4	無	告知なし	4	4回	非	公開なし
池田市図書館協議会	10	学識3学教1社教2家教1公募3	有	図書館HP、市HP	3	※1 7/5、11/5、2/14	公	図書館HP 市公開コーナー
箕面市立図書館協議会	10	学識3学教1社教2家教2公募2	有	市告示板	3	4/22、7/21、12/15	公	図書館HP
豊中市立図書館協議会	9	学識3学教3社教1家教1公募1	有	広報とよなか、図書館HP、館内掲示	3	7/2、※2 11/27、2/18	公	図書館HP 紙：市情報公開課
吹田市立図書館協議会	10	学識3学教2社教2家教1公募2※4	有	図書館HP、館内掲示	3	6/30、11/24、2/23	公	図書館HP 紙：全館にフェアイル
摂津市民図書館等協議会 ※館運営指定管理	10	学識2学教2社教2家教2公募2	無	非公開	4	5/18、8/31、11/24、2/23	公	市HP※3
茨木市図書館協議会	8	学識3学教2社教2家教1	有	図書館HP 館掲示板	3	7/3、11/12、2/18	公	図書館HP
高槻市図書館協議会	10	学識6学教1社教2家教1	有	広報たかつき、図書館HP	2	8/12、2/10	公	図書館HP 市情報コーナー
交野市図書館運営協議会	14	学識3学教3社教6家教2※4	無	告知なし	1	1回	非	公開なし
四條畷市立図書館協議会	8	学識2学教2社教5家教1	有	図書館・市HP、館内掲示	2	9/2、3/29	公	市HP
門真市立図書館協議会	9	学識1社教3学教4家教1	有	市告示板、館内掲示	5	5/28、7/3、7/30、11/13、3/23※7	公	図書館HP
東大阪市立図書館協議会	14	学識4学教・社教9家教1	無	非公開	1	1回	非	公開なし
八尾市図書館協議会	11	学識5学教2社教2公募2※4※5	有	図書館HP	3	7/23、11/6、3/30	公	図書館HP
柏原市図書館協議会	10	学識3学教1社教4公募2※6	有	図書館HP	1	10/27	公	図書館HP
松原市民図書館協議会	9	学識2学教・社教5家教2	有	市告示板、市HP	2	10/29、2/19	公	図書館HP
羽曳野市立図書館協議会	10	学識4学教1社教5※6	有	館掲示板	2	7/9、3/24	公	図書館HP
富田林市立図書館協議会	10	学識3学教2社教3家教2	有	市情報コーナー、図書館HP、館内掲示	2	7/8、2/17	公	市情報公開コーナー
河内長野市図書館協議会	10	学識3学教1社教4家教1公募1	有	市HP	4	6/27、9/26、12/5、2/27※8	公	市情報公開コーナー
堺市立図書館協議会	9	学識3社教4学教1家庭（公募）1	有	広報さかい、図書館HP	3	7/22、11/20、3/23※9	公	図書館HP
熊取町図書館協議会	8	学識3学教2社教2家教1※10	有	市・図書館HP、市告示板	3	7/20、11/23、3/27	公	図書館HP、町情報公開コーナー
泉佐野市立図書館協議会	9	学識6学教1社教2	有	市HP	1	2/26	非	公開なし
泉南市立図書館協議会	7	学識1学教1社教3家教1公募1	有	図書館HP、館内掲示	2	8/5、2/3	非	公開なし 配布資料館内閲覧可
阪南市立図書館協議会	11	学識4学教3社教2公募2※4	有	図書館HP	2	7/30、2/9	公	市情報公開コーナー

※1 すべて日曜日
 ※2 開催時間11/27、2/18ともに18:00~20:00
 ※3 図書館協議会の役割を「指定管理モニタリング」と位置付け、評価公開。
 ※4 学識のうち府立図書館1
 ※5 学識のうち大阪市立図書館1
 ※6 学識のうち市会議員1
 ※7 「あり方」諮問で、開催多い（年2回）
 ※8 「あり方」諮問で、開催多い（年3回）
 ※9 意見交換会（非公開）5/20、10/9、2/3
 ※10 H28年度から公募2

(34)

も、社会教育委員会議等で図書館運営についての議論がなされているところ（枚方、寝屋川、藤井寺等）もある。図書館法で「置くことができる」であれば、いたしかたない。図書館協議会について話し合われる際、意義、在るべき姿、また、会議での検討内容についてが多い。どの協議会を傍聴しても、予算が無い等の嘆き節が聞かれることはあるものの、それぞれの課題解決にむけ真摯に協議されている。検討内容は先に送り、ここでは図書館協議会の委員構成・開催告知・議事録公開等について取り上げたい。

②図書館協議会の委員構成

公募の有無が混在する。文部科学省令で定める基準は、「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。」とある。公募については各自治体の判断にゆだねられる。また公募が実施されていても任期2年で協議会開催が年1回であれば、どれだけの意味があるのだろうか。数字には表れないが、幾度も再任される委員もいる。余人をもって代えがたいとしても、十年選手となるといかなものか。また、その市町村立図書館の利用者カードを持たない落下傘委員もいる。図書館利用のない分館・移動図書館を知らない委員が、館側から報告だけで論議している場合もある。教育委員会議で図書館協議会委員を任命され、委嘱を受けて委員となるが、館側からの事前レクチャーは、かなり格差がある。

③開催告知

「告知なし、非公開」は、論を待たない。図書館協議会の審議は、個人情報、金がらみの案件だけなのだろうか。それぞれの市によるのかもしれないが、図書館運営について協議する場の意味を事務局・委員とも考えてほしい。また、開催告知も広報誌（紙）等で広く行うものから、役場前の掲示板のみなど差が大きい。各市町村の審議会・協議会の告知方法と横並びでよしとしないでほしい。すべての図書館で蔵書検索用にHPをもっていることを考えると、図書館HPでの告知は最低ラインと思えるのだが、できていないところも多い。また、広く告知することと傍聴を可能にすることは対とも言えるが、図書館協議会委員には開催連絡・出欠確認はなされるものの、市民への告知には無関心である。告知は事務局側（館）の仕事であるが、告知していても、告知期間や方法などが不十分なところもある。

④（平成27年度）開催日

図書館協議会開催は、予算（報償費）との関係が大きい。前年度の予算要求で決まってしまう。突発的な案件でもない限り予算流用しての開催は難しい。大阪の場合、年2～3回が多い。年1回のところは、ほぼ事業報告的な意味しかない。

⑤議事録公開

4年前にも、ほぼ同様の調査を実施した。図書館HP、市情報公開コーナーで閲覧できるところも増えてきている。ただ、（表には反映していないが）質については、項目だけ、要録だけ、議事録だけ（会議時の配布資料なし）、全て公開、と差は大きい。

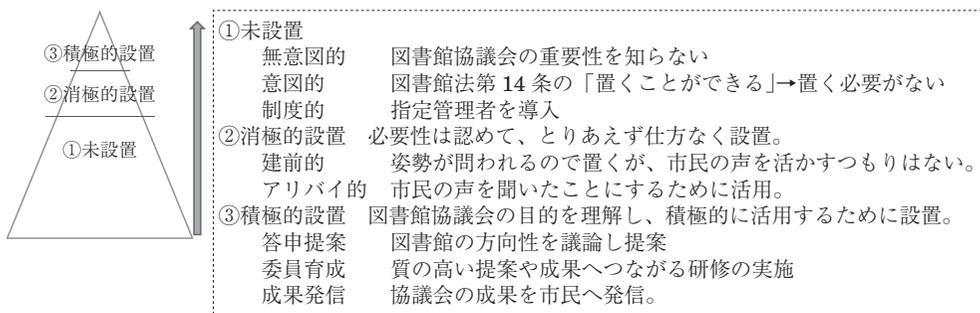


図3 図書館協議会の設置状況の段階的整理

⑥まとめ

今回は、図書館協議会の審議内容以前の開催告知・議事録公開にこだわって表を作ってみた。この程度の表でも、資料公開のプロたる図書館のどこぼこが見えてしまう。審議会・協議会を比喩して「アリバイ作り」などと言われる。「アリバイ」でもいい、不十分な「アリバイ」より、立派な「アリバイ」を作るべきである。

7. 図書館協議会の課題

大阪府の図書館協議会の現状から、単なる格差だけではなく、その取り組みが様々であることがわかる。本項では、その状況を段階的に整理したい。

未設置段階の市町村には、それぞれ事情があることは想像できる。しかし、図書館が、社会教育の主要な機関であることを考えると、地方交付税措置がスタートした今、市民参画のための仕組みが「ない」ままでよいとは思えない。まずは、図書館協議会の設置を検討してもらいたい。また、消極的設置段階の図書館協議会には、ぜひ積極的段階への移行を願う。

めざすべき生涯学習社会の図書館協議会としては、市民が図書館協議会委員になることで、図書館とは何かを学び直し、自分達市民にとって望ましい図書館とは何かを主体的に問う力をつける場であるべきではないだろうか。そこで培われた力が図書館や他の市民のために発揮され、さらなる循環を生むような図書館協議会の実現が必要であると考えている。

図書館協議会の設置状況から、その市町村が図書館をどのように位置づけ、市民との関係をどうしようとしているのかが見える。市民との信頼関係を築き、市民の力をどれだけ引き出せるかが問われる中、大きな可能性をもつ図書館協議会のあり方は、非常に重要である。今後も、この現状を改善するために、情報収集と研究を継続したい。

註

- (1) 文部科学省 中央教育審議会 平成20年答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目ざして～」 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1216131_1424.html (2016年11月21日取得)

(36)

- (2) 文部科学省中央教育審議会 平成 28 年答申「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1371833.htm (2016 年 11 月 21 日取得)
- (3) 内閣府 平成 23 年「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kakugiketteitou/kakugiketteitou-index.html> (2016 年 11 月 21 日取得)
- (4) 政府統計窓口 e-STAT 社会教育調査 <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001078003&cycode=0> (2016 年 11 月 21 日取得)
- (5) 西崎恵「図書館法について」『図書館法』日本図書館協会、1970、p.12-108
- (6) その例は多くはないが、たとえば新潟市では各区の中心館それぞれに、計 7 つの図書館協議会を設置している。(新潟市立豊栄図書館協議会、新潟市立中央図書館協議会、新潟市立亀田図書館協議会、新潟市立新津図書館協議会、新潟市立白根図書館協議会、新潟市立坂井輪図書館協議会、新潟市立西川図書館協議会)「新潟市の図書館」http://www.niigatacitylib.jp/?page_id=158 (2016 年 11 月 21 日取得)
- (7) 総務省 市町村合併資料 <http://www.soumu.go.jp/gapei/gapei2.html> (2016 年 11 月 21 日取得)
- (8) 平山陽菜「日本の図書館協議会に関する総合的研究」筑波大学修士(図書館情報学)学位論文、2013
- (9) 日本図書館協会>第 102 回 全国図書館大会 東京大会 2016 年 10 月 16 日(日)>分科会>第 14 分科会 市民と図書館 <http://jlarally.info/tokyo102th/index.php/subcommittee/section14> (2016 年 11 月 21 日取得)
- (10) 文部科学省委託研究 株式会社図書館流通センター『平成 27 年度「生涯学習施策に関する調査研究」;「公立図書館の実態に関する調査研究」報告書』http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/chousa/_icsFiles/afieldfile/2016/09/26/1377547_04.pdf (2016 年 11 月 21 日取得)
- (11) 図書館協議会必置については、平成 27 年 5 月に図書館友の会全国連絡会と図書館問題研究会が文部科学大臣・副大臣宛てに 1. 図書館協議会を必置と委員の公募を図書館法へ 2. 地方交付税措置を市町村立図書館にも 3. 図書館協議会の悉皆調査実施 要望書を提出している。http://totomoren.net/blog/wp-content/uploads/monka-youbo_20150526-all.pdf#search=%E5%9B%B3%E6%9B%B8%E9%A4%A8%E5%8D%94%E8%AD%B0%E4%BC%9A%EF%BC%8A%E8%A6%81%E6%9C%9B%E6%9B%B8 (2016 年 11 月 21 日取得)
- (12) 公共図書館部会「公共図書館通信 No.2」日本図書館協会、2016 年 5 月 19 日
- (13) 日本図書館協会の HP も全国の図書館協議会の情報を発信している <http://www.jla.or.jp/link/link/tabid/168/Default.aspx> (2016 年 11 月 21 日取得)

参考文献

- 1) 平山陽菜、池内淳「図書館協議会に関する実態調査」『日本図書館情報学会春季研究集会発表要綱』2012 年、2012、p.41-44
- 2) 葉袋秀樹「図書館協議会の可能性－草の根からの図書館振興」『社会教育』2012 年 6 月、2012、p.20-253) 山口源次郎「公共空間をつくる－図書館協議会の可能性－」『図書館界』62(6)、2011、p.391
- 3) 塩見昇「図書館協議会」『新図書館法と現代の図書館』日本図書館協会、2009、p.173-186
- 4) 日本図書館協会図書館調査事業委員会『図書館の状況について 報告書 2006 年『日本の図書館』付帯調査』日本図書館協会、2009 年、88 p
- 5) 塩見昇「図書館運営への住民参加－図書館協議会など制度的参加を中心に－」『図書館の発展を求めて：塩見昇著作集』日本図書館研究会、2007、p.145-165
- 6) 平野英俊「図書館協議会を考える」『図書館雑誌』101(2)、2007、p.79-81
- 7) 日本図書館協会『図書館協議会の設置と活動：調査報告書』日本図書館協会、1985、88 p